

# 琵琶湖漁業における漁協組織再編に向けた取組状況について

## 1 組織再編が目指す県一漁協の姿

- 組合員が安心できる健全な財務基盤の確立
- 組合員が頼れる漁協を目指す事業改革
- 漁業後継者、職員の確保・育成ができる漁協の実現



県は令和3年度から漁業者1人ひとりの収益性を高める「儲かる漁業」への転換に向けて、流通改革、漁業組織の充実、資源管理を強力に進めており、これらの姿は県の方向性と一致。

## 2 合併検討の状況

- 合併期日の目標：令和5年12月(県漁連の包括承継：令和6年3月)を案として協議中
- 令和4年5月から、県漁連が中心となり傘下漁協と連携して「滋賀県一漁協合併検討協議会」(沿湖30漁協が参画)を立ち上げ、合併条件の確定に向け検討。
- 合併の根幹となる、各漁協の財務調査や、財務状況の厳しい漁協等の財務改善計画案の策定を終え、令和5年5月に「滋賀県一漁協合併推進協議会」(沿湖27漁協・漁連・10市・県が参画)へ移行。
- 今後、同推進協議会のもとで、合併契約書および関連附属書の作成ならびに事業経営計画策定などを進める予定。

- 新設対等合併
- 沿湖地区出資漁協が1つに合併し、県一漁協を設立(各漁協は支所になるイメージ)
- 県一漁協設立後、県漁連を包括承継(県一漁協の本所機能を担うイメージ)

担当委員会	これまでの主な検討事項と方向性
財務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 漁協財務内容の把握や合併した際の新漁協の財務状況の試算 → <b>統一基準を定めた上で専門家が各漁協を回り、財務調査を実施</b></li> <li>● 欠損金保有漁協の財務改善計画の検証、新漁協の財務管理方針案の策定 → <b>一部漁協や県漁連の財務改善計画案(5年目途で改善)について、協議中</b></li> </ul>
組織委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支所の権限、本所および支所等の配置と人事の検討 → <b>支所別収支管理を前提とし、支所ごとの支出額の上限を決めて権限を認める 等</b></li> <li>● 理事、総代会等の新漁協運営方法の検討、漁業権の管理方法の検討 → <b>各支所に漁業権管理部会を設置し、従来通りの漁業権管理ができるようにする 等</b></li> </ul>
事業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 統一的事業戦略方針の検討、販売、購買等の各事業方針の検討</li> <li>● 資源管理、漁業共済等の指導事業の検討 → <b>個々の漁協では対応できなかった取組を行い、組合員サービスを向上する 等</b></li> </ul>

### 3 各漁協の動向

- 県漁連に属する31漁協の内、27漁協が合併推進協議会に参加。
- 主要漁協は合併に前向き。
- 一部漁協は合併にメリットがないとして合併に消極的。

### 4 県一漁協合併への県の支援について

- 合併が円滑に実現し機能的な運営を促進するため、課題となっている一部漁協の欠損金処理や新漁協運営体制整備等に対して、次の支援を実施。

(1) 漁協の欠損金の処理

既存の債務を解消するために必要な新たな借入における利子補給や保証料を支援

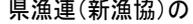
(2) 新漁協運営体制整備への支援

○人員体制の強化

合併準備から新漁協が軌道にのるまでの間の指導的職員配置への支援

○本所・支所別の収支管理体制整備

本所と支所の会計業務を円滑にするための会計システムの導入

県漁連(新漁協)業務	R5	R6	R7	R8	R9	R10~14	県漁連(新漁協)の業務
	新漁協設立	基礎固め	機能向上			高い販売スキルで漁業者をサポート	
合併検討・推進、 手続き(合併・包括承継)	 						 県の支援内容・期間  <b>支援内容</b>
欠損金処理			  				
内部監査室の設置・運営 本所・支所別の収支管理体制整備			  				
指導・購買事業の強化			  				
販売事業の強化(流通促進)			   				

## 【1 合併の必要性】

漁業者の減少と高齢化が進み、多くの漁協で組合員の数不足の事態が目前に迫っている。(水産業協同組合法上、各漁協は正組合員数20名を下回った場合には解散。)

漁業者の基盤となる漁協をできる限り強固な組織に変えて、目前の危機を回避しつつ、新たな組織で流通改善や漁家経営の改善に取り組んでいくことが、現実的かつ効果的な対策。

- ・ 組合員が安心できる健全な財務基盤の確立
- ・ 組合員が頼れる漁協を目指す事業改革
- ・ 漁業後継者、職員の確保・育成ができる漁協の実現

## 【2 合併の基本的事項】

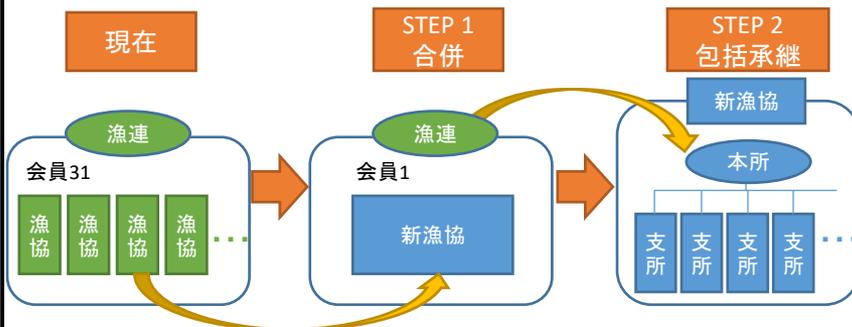
### (1) 合併の方法

沿湖31漁協が、新設する県1漁協に合併(新設対等合併)。各組合は新漁協の支所となるイメージ。(STEP 1)

滋賀県漁連は会員が1つになった後、新漁協に包括承継し、本所機能を担う。(STEP 2)

### (2) 合併期日の目標

STEP 1：令和5年12月、STEP 2：令和6年3月を案として協議中



### (3) 合併に関する詳細な検討と調整

令和4年5月に「滋賀県一漁協合併検討協議会」を設置(沿湖30漁協の組合長で構成)。

令和5年4月の第4回協議会にて、「滋賀県一漁協合併推進協議会」(県・市も参画)への移行案が承認。

5月に第1回推進協議会が開催(沿湖27漁協・漁連・10市・県)。今後、合併仮契約書および関連附属書の作成ならびに事業経営計画策定などを進める予定。

## 【3 滋賀県一漁協の事業(イメージ)】

今後、事業委員会等を中心に検討を深めていくこととなるが、現時点で想定する事業のイメージは以下のとおり。

### ①販売事業

- ・ 各地区の漁業実態に応じた販売体制を構築。既存の販売活動の強化や新たな販路の開拓、ブランド力の向上により、漁獲物の流通量拡大や魚価安定向上に取り組む。

### ②指導事業

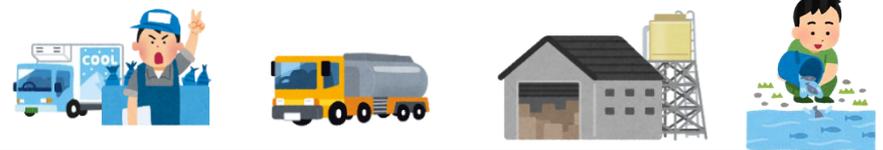
- ・ 後継者や新規就業者の育成と受け入れを図る。
- ・ 資源管理により、資源の回復・増加を促し、所得の安定に努める。
- ・ 漁業共済を活用できる体制を整え、全利用・加入の促進を図る。
- ・ 増殖事業、外来魚・水草対策事業、漁場環境改善事業に継続して取り組む。

### ③購買事業

- ・ 購買事業未実施の組合もある中、円滑な購買事業の導入を図る。スケールメリットを活かして、組合員に有益なサービスを充実する。
- ・ 購買品在庫の情報管理を一元化する仕組みを構築。入手困難な漁具用品の確保や燃油・資材の適正価格での供給など、組合員に円滑な融通(供給)を図る。

### ④製氷冷蔵事業

- ・ 現存する施設の有効活用に加え、漁獲物の鮮度保持や高付加価値化に必要な施設の整備を進め、組合員の共同利用による利便性の向上を図る。



## 【4 主な検討事項】

### (1) 財務関係

- ①財産の引継ぎ、②財務調整、③繰越欠損金の処理、④新漁協の収支財務管理方針 など

### (2) 組織関係

- ①職員、②人事制度、③事業運営組織の構築、④事務所、⑤総代、⑥理事・監事、⑦組合員資格、⑧地区、⑨漁業権の行使方法、⑩管理庶務事項(会計、収支財務管理) など

### (3) 事業関係

- ①販売事業、②購買事業、③指導事業 など